

日本経済法学会大会開催通知

平成一九年度通常総会および研究大会を左記により開催いたしますので、「ご出席下さいますようお願いいたします。今後予定が変更になる場合には、学会ホームページに掲載いたしますので、ホームページでご確認下さい。」
<http://www.soc.nii.ac.jp/jael/>

なお、恒例により大会終了後に懇親会を予定しております(午後五時三〇分～七時三〇分)。「青雲会館」地下一階。準備の都合上、同封の葉書で、出欠等のご返事を願います。

平成一九年八月六日

日本経済法学会理事長
舟田正之

記

一日時 平成一九年一〇月八日(月・祝)

二会場 青山学院大学 六号館(二階)六二二番教室

〒一五〇・八三六 東京都渋谷区渋谷四・四・二五

電話〇三・三四〇九・七九八～ファクシミリ〇三・三七九七・〇四六二(いずれも法字部発行)

三 大会次第

(一) 個別報告(午前一〇時～二時一〇分)

(1) 競争法における反競争的効果の評価基準 米国反トラスト法における競争回避型を意を中心として

隅田 浩司(大宮法科大学院大学兼任講師)

(2) 競争法における合併規制の目的と根拠 EC競争法における混合合併規則の展開を中心として

池田 千鶴(神戸大学)

(3) 独占禁止法における競争者排除行為の違法性判断枠組み 競争投入閉鎖型を中心に

川島富士雄(名古屋大学)

(二) 通常総会(二時一〇分～二時四〇分)

会務報告・会計報告・次年度大会・その他

昼食・休憩(二時四〇分～午後一時四〇分)

(三) シンポジウム(午後一時四〇分～五時)

「私的独占規制の現代的課題」

司会・総論

私的独占の総括的検討

稗貫俊文(北海道大学)

報告

私的独占解釈論の現状と課題

川浜昇(京都大学)

排除行為の違法判定 競争法基準と独禁法への示唆

滝川敏明(関西大学)

私的独占規制における支配型規制及びエンフォースメントのあり方

泉水文雄(神戸大学)

コメント

私的独占規制の理論と実務

栗田誠(千葉大学)

独占化行為の規制への経済理論からの含意 利潤犠牲性を中心に

長岡貞男(一橋大学)

以上

備考(一) シンポジウムの報告内容は、事前に会員(後述のように一部の会員を除きます)に郵送します。学会機関誌通巻

五〇号に掲載されます。発送は九月中旬頃を予定しています。

(二) 平成一九年度までの会費の納入をお願いします。なお、年会費は、平成七年度までは千円、平成八年度より

平成一五年まで四千円(大学院生三千円)でしたが、平成一六年度からは、会員には学会機関誌(年報)を無料

で配布する「H17」の会費を六五〇〇円（大学院生五五〇〇円）に値上げさせていただきました。会費は同封の振込用紙により納入をお願いします。

平成一九年度分を含めて納入していただく会費の額は、封筒のお名前の下に数字で表示してあります（例えば「H17」と記載してあれば、平成一七年度分まで納入済みであることを示し、平成一八年度および平成一九年度の会費の支払いをお願いします。「H17」の下の数字（13000）が請求金額（一万三千元）となります。数字がマイナスとなっている場合は過払いですので、次年度以降の会費に充当させていただきます。なお、未納金額の計算はコンピュータ処理していますが、プログラム作成上の技術的制約から、大学院生から一般会員になられた方については大学院在籍中も一般会員として計算されています。該当する方は、その際はご自分で計算した上で正しい金額を納入して下さい。また、最近納入された方について事務処理上の行き違いがありました場合には、ご容赦下さい。会場では会費に関する事務を行いませんので、右記をご確認の上、納入をお願いします。領収書の必要な方は、当日、会場受付にお申出下さい。

年報は、会員の届出済みの住所に直接郵送いたします。午後のシンポジウムに関する論文がこの年報に掲載されますので、大会に持参して下さい。

なお、昨年度から遡って四年以上会費を滞納している会員には発送を保留させていただきますので、「了解ください。今年度に滞納会費を全部または一部振り込まれ、昨年度を含めて過去四年以上滞納でなくなった会員については、振込用紙の半券（振込金受領証）を大会当日、お示しいただければ、年報を会場でお渡します（半券を必ずご持参下さい）。未納期間が長く続く場合は、年報の在庫がなくなりお送りできなくなることもあります。会員におかれましては会費を必ずお支払い下さいますようお願いいたします。本件についてのお問い合わせは、学会事務局にお願いします。

日本経済法学会事務局 〒一七一・八五〇一 東京都豊島区西池袋三・二四・一 立教大学法学部内

ファクシミリ 〇三・三九八三・〇一七四（「日本経済法学会」宛と明記して下さい）

E-mail economiclaw@grp.rikkyo.ne.jp

(3) 年会費の納入に関するお問い合わせは、学会については、大学周辺のレストラン等で各自お済ませいただきますようお願いいたします。